

豊橋市立前芝中学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。

いじめはどの集団にもどの生徒にも起りうる問題であり、友人関係における双方の力関係のバランスが崩れると、「遊び・ふざけ」が「いじめ」へと変わったり、多くの生徒が入れ替わりながらいじめを繰り返したりする場合も考えられる。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様、生命又は身体に重大な危険を生じさせることもある。

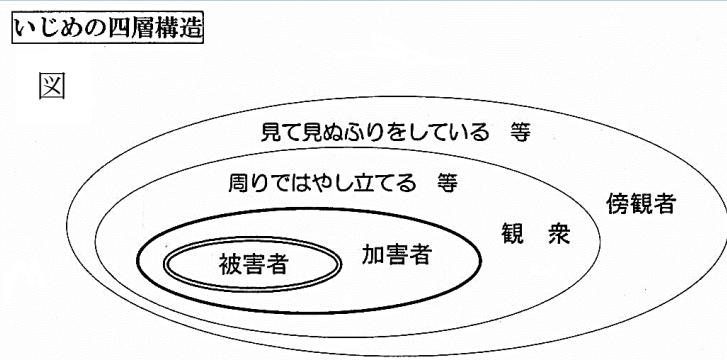
そのため、日頃から、学級や部活動などの所属集団に存在する人間関係の序列化やグループ化など、構造上の問題を十分踏まえておく必要がある。本校でも、豊橋市のいじめ防止基本方針を基に、すべての児童生徒が安心して生活を送ることができるようにいじめ防止等の対策に努めていく。

いじめをなくすためには、「いじめの四層構造」に表現されるいじめの構造的な人間関係にも注意を払う必要がある。また、常に重大事態を想定して指導にあたることが肝要である。もし、いじめが発見、認知されたときには、すでに重大な事態に至っている可能性があることを十分に理解した上で対処することが大切である。これらの基本的な考え方を基に、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、家庭との連携を図りながら、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人ととの信頼関係の中で、安全・安心に生活できる場でなくてはならない。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。こうした中で、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進めていきたい。

未然防止の基本となるのは、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中で、生徒が安全・安心に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや学級づくり、学校づくりを行っていくことである。生徒に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、いたずらにストレスにとらわされることなく、互いに認め合える人間関係・学校風土を生徒自らが作り出せることを期待したい。

こうした未然防止の取り組みが着実に成果を上げているかどうかについては、日常的にかかわる中で生徒の様子を把握したり、定期的なアンケートや生徒の欠席日数などで検証したりして、どのような改善を行うのか、どのような新たな取り組みを行うかを定期的に検討し、PDCAに基づく取り組みを継続していく。



※相談者…被害者の側に立つて、いじめを告発する存在
※仲裁者…加害者に対して、勇気を出していじめを抑止する存在

2 学校の取り組みに対する検証・見直し

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、生徒の実態を把握した上で、PDCAサイクルにより、見直しと改善を図り、実効性のある取り組みとなるよう努める。

P…いじめの未然防止に努める試みと、生徒の実態把握のなかで明らかになった課題を解決に導く教育課程の作成

D…Pの実行

C…Dの結果の点検（心のアンケート・個人面接などによる）

A…Cの結果を踏まえ、Pを改善し取り組む

(2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取り組み評価及び保護者への学校評価アンケートを年に1回実施し（12月）、生活サポート委員会でいじめに関する取り組みの検証を行い、改善を図る。

【アンケートの項目】

○教師

- ・いじめ防止に努めている。
- ・いじめ問題が起きたときに素早く対応している。
- ・生徒の間違った言動や行動に対してきちんと指導している。
- ・生徒のことについて親身に相談にのっている。

○生徒

- ・先生たちは、いじめ防止に努め、真剣に対応してくれる。
- ・先生たちは、気軽に相談にのってくれる。

○保護者

- ・学校は、子どもたちの間違った言動に対して、きちんと指導している。
- ・学校は、子どもたちのことについて、親身に相談にのっている。
- ・学校や先生は、いじめの早期発見に努め、問題が起きたときは素早く対応している。

3 いじめ防止対策組織

(1) いじめ防止対策組織の設置

本校では、いじめ防止対策組織を次のような構成員で設置する。小規模校の利点を生かして、校内生活サポート委員会（生徒指導部会、週1回開催）をこれに充てる。なお、校務分掌は兼務する場合がある。生徒からの訴えを受けた教職員が、学年生徒指導担当→生徒指導主事・校務主任・生活サポート主任に報告・連絡・相談をすることとしている。内容によっては、臨時に校内生活サポート委員会を開き、対応策を検討し、即時対応する。また、いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教職員が抱え込むことのないよう組織として対応する。

〔構成員（学校内）〕

校長、教頭、教務主任、校務主任・生活サポート主任、学年主任、生徒指導主事、養護教諭

〔学校外との連携〕

豊橋市教育相談室相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、校区児童民生委員、ココエール、児童相談所

(2) いじめ防止対策組織（校内生活サポート委員会）の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」を周知させ、教職員の共通理解を図る。
- ・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。
- ・生徒及びその保護者、教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、教職員が生徒や保護者の悩みを積極的に受け止められているかを、定期的に点検する。
- ・いじめの認知が「0」の場合、生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで認知漏れがないか確認する。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・心のアンケート（いじめアンケート）を実施するとともに、教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止対策に努める。
- ・アンケートの結果は複数の目で確認する。
- ・すべての教職員の共通認識を図るため、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修・情報交換を行う。

ウ いじめに対する措置

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、生活サポート委員会を中心に学校体制で迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。
- ・調査により明らかになった事実関係について、保護者に情報を適切に提供し、加害・被害双方の協力を求める。

エ いじめの未然防止・早期発見の取り組み

- ・本いじめ防止基本方針と豊橋市教育委員会策定の「いじめの予防、早期発見・早期対応マニュアル」および「子どもの自殺予防マニュアル」をもとに取り組んでいく。

オ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・隨時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取り組み状況や、学校新聞で学校評価結果等を発信する。

4 いじめの防止等に関する具体的な取り組み

(1) いじめの未然防止の取り組み

- ア 生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、ともに成長していく学級づくりを進める。
- イ 生徒の活動や努力を認め、自己肯定感や自己有用感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 人権に関わる全校道徳や人権に関する標語への取り組みを通して、生徒に「いじめは絶対に許さない」という強い信念をもたせるよう努める。また、学級活動・生徒会活動・委員会活動・部活動において、生徒の自主的・主体的な活動による「自浄力」を高めるよう努める。
- オ 情報モラル教育を推進し、生徒がネットのルールに基づく正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう、全校集会や学級活動などで継続的に指導する。また、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者についても情報モラルについての理解を求めていく。

(2) いじめの早期発見の取り組み

- ア 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。澪標（生活ノート）、個人面談、休み時間中の雑談など、日頃から生徒に寄り添う姿勢を持ち続けるように努め、生徒・家庭との信頼関係を築く。また、日頃から意識をもって生徒を見守り、生徒の表情・服装・態度等の変化を敏感につかんで、声かけをしたり、教師間や保護者と連絡を取ったりする。
- イ 相談室（心の教室）を整備するとともに、相談箱を設けるなど、生徒が相談しやすい環境を整える。
- ウ 「心のアンケート」や教育相談を定期的に実施し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。「心のアンケート」は、年4回程度実施する（6月・9月・11月・2月）。それに合わせて、教育相談を行う。年3回（6月・11月・2月）は、全生徒対象の相談週間に連携させて行う。生徒対象だけでなく、保護者対象のアンケートも年1回実施する。
- エ 週一回開催される生活サポート委員会において、生徒の状態について情報交換や、いじめの発生又はいじめにつながる事案についての情報収集を行い、早期対応を図る。
- オ 外部の相談窓口の紹介、周知を図る。スクールカウンセラーや、市の相談室などの関係機関との連携を深める。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「校内生活サポート委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力のもと、当該生徒の見守りを行うなど

ど、いじめられた生徒の安全を確保する。いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携して、いじめられた生徒に寄り添い支援を行う。

ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。事実関係を聴取の後、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得たうえ、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで支援体制をつくり対応をする。

オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりに努める。

カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署等とも連携して行う。ネット上の不適切な書き込みについては、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど、必要な措置を講じる。

5 家庭への呼びかけ

(1) 学校への相談

わが子がいじめを受けていると訴えた場合や、その疑いがある場合には、速やかに学校に相談しましょう。

(2) 思いやの心や規範意識の醸成

保護者は、わが子がいじめを行うことがないよう、思いやりの気持ちや規範意識を育む必要があります。いじめを行う子どもは心に悩みやストレスを抱いていると言われています。保護者は、様々な要因から少しずつ蓄積されるわが子のストレスに目を向け、日々の会話や日常生活の中でその解消に努めましょう。

(3) 「観衆」「傍観者」とならない指導

日頃から、わが子に対して誰もがいじめの加害者にも被害者にもなり得ることを意識させ、いじめを加担したり、見て見ぬふりをしたりすることができないように言い聞かせましょう。

(4) インターネットやSNSの正しい利用

インターネットやSNS上でのいじめについては、学校で把握することは困難なため、保護者が見守る必要があります。

そのため、わが子にスマートフォンなどインターネットやSNSが利用できるメディアをもたせる場合には、必ず親子で話し合い、お互いが納得できる約束を決めるとともに、日頃からインターネットやSNSの正しい使い方などを積極的に家庭内の話題にし、保護者による見守りを継続していきましょう。

6 自殺・重大事態につながる可能性がある場合の対応

(1) 校長のリーダーシップの下、直ちに「いじめ防止対策組織」や職員会議を開き、「子どもの自殺予防マニュアル」（平成25年度豊橋市教育委員会策定）に基づき、事実関係や今後の方針についての情報を共有する。

(2) 直ちに教育委員会に報告し、指導を仰ぎながら、連携して対応する。

(3) 全教職員が危機感をもって速やかに当該生徒の見守り体制を構築するとともに、家庭や関係機関、スクールカウンセラー、各種相談機関等との連携を図る。

7 重大事態への対処

(1) いじめ重大事態とは

- ・いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合
生命・心身・財産重大事態 (法第 28 条第 1 項第 1 号)
- ・いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
不登校重大事態 (同条第 2 項)

○ 第 1 号生命・心身・財産重大事態については、いじめ又はその疑いが確認された場合、いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断する必要がある。例えば、以下のような場合が考えられる。

- | | |
|----------------------|------------------|
| ・児童生徒がいじめ自殺を企図した場合 | ・精神性の疾患を発症した場合 |
| ・身体に重大な傷害を負った場合 | ・金品等に重大な被害を被った場合 |
| ・いじめにより転学等を余儀なくされた場合 | |

○ 第 2 号不登校重大事態における「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえて年間 30 日を目安とするが、日数だけでなく、個々の状況等を十分把握した上で判断する。ただし、児童生徒が一定期間連續して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

なお、いじめを受けて重大事態に至ったという申し立てが児童生徒や保護者からあつたときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」又は「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして扱う。

(2) いじめ重大事態の基本的な対応

① いじめの重大事態発生から調査開始

学校に在籍する生徒に重大事態が発生した場合、重大事態に適切に対処し、同じことが繰り返されることのないよう、速やかに調査を行う。

- ・学校は重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。
- ・被害者生徒及び保護者に対して、教育委員会から示された調査方針の説明を行う。
- ・加害者生徒及び保護者に対して、教育委員会から示された調査方針の説明を行う。

② 重大事態調査の実施

学校は、事実関係を明確にするための調査を行う。(法第 28 条第 1 項)

なお、調査委員は、当該事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者であることに留意する。

○学校が調査の主体となる場合

学校に設置された「いじめ防止対策組織」を母体とし、「学校いじめ防止基本方針」にしたがって調査を行う。

調査にあたっては、重大事態にいたる要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、どこで、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど、客観的な事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。

たとえ不都合な事態があつたとしても、事実にしつかり向き合い、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

【いじめを受けた児童生徒からの聞き取りが可能な場合】

- ・ いじめを受けた生徒から情報を十分に聞き取るとともに、必要に応じて在籍生徒や教職員に対し質問紙調査や聞き取り調査を行う。一方、いじめを行った生徒にも聞き取りを行い、双方の聞き取り内容に基づき、事実を特定する。

【いじめを受けた児童生徒からの聞き取りが不可能な場合】

- ・ いじめを受けた生徒の保護者の要望・意見を十分に聞き取るとともに、今後の調査について迅速に当該保護者と協議し、在籍生徒や教職員に対する質問紙や聞き取り調査により、できる限り多くの情報を集め、客観的な事実を明らかにする。

(3) 重大事態調査結果の説明・報告

調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒・保護者に対して説明する。また、いじめを受けた生徒等に説明した方針に沿っていじめを行った生徒・保護者に対しても説明する。

(4) 重大事態調査結果の公表検討

公表するか否かについては、学校の設置者及び学校として、当該事案の内容や重大性、対象生徒・保護者の意向、公表した場合の生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断する。(個人情報保護法や情報公開条例等に基づいた対応を行った上で特段の支障がなければ、公表する)

(3) いじめ重大事態調査完了後の対応

① いじめを受けた生徒への支援

当該生徒の心の安定、身体の安全を確保することに全力で取り組む。また、心身に負った傷の回復に向けて支援するとともに、安心して学校生活を送ることができるよう支援する。

- ・ 登校できていない場合には、家庭訪問をして、学級担任や養護教諭、スクールカウンセラー等によって、心情を粘り強く丁寧に傾聴する。
- ・ いじめに関わる事実関係を明らかにするための聞き取りを丁寧に行い、解決に向けて、当該生徒の意向を踏まえながら、望ましい解決方法をともに検討する。
- ・ 安心して生活できる場や時間などの、学習・生活環境を確保する。
- ・ 不安を取り除き、心の安定を確保するために、スクールカウンセラーや臨床心理士による心のケアを行う。

② いじめを受けた生徒の保護者への対応

当該生徒の保護者については、重大ないじめを受けたわが子の心身に対する心配や、わが子が重大ないじめを受けたことに対する怒り、いじめを行った児童生徒やその保護者への不信感などを、強く抱いていることが考えられる。このような保護者的心情を察しながら、当該生徒の心身の安定に努め、対応や支援を行う。

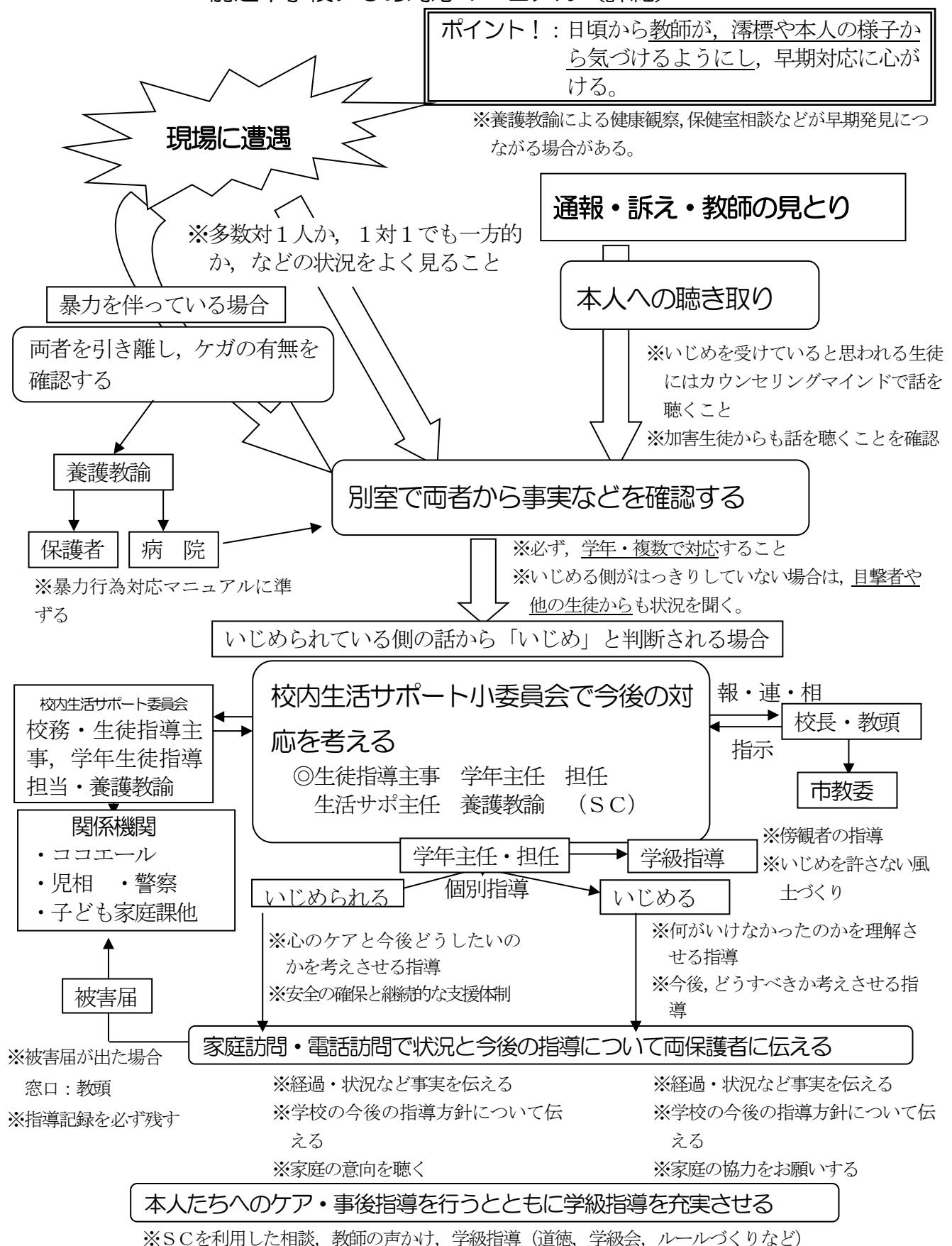
- ・ 学校の管理下で重大事態が発生した場合は、事実を真摯に受け止め、対処に向けて最善を尽くすことを伝える。
- ・ 受けたいじめに関わる事実や、生徒の心身の状況について丁寧に説明する。
- ・ いじめの解決に向けて、保護者の意向を丁寧に聞き取り、望ましい解決方法とともに検討する。
- ・ 当該生徒の支援を行いながら、「いじめ防止対策組織」で専門医療機関等への受診が必要と判断された場合には、保護者に受診を勧める。

- ・保護者自身が不安を抱いている場合、教育相談員や臨床心理士の活用を勧めるなど、市の相談窓口を通じて関係機関との連携を図る。
- ③ いじめを行った生徒への指導
- いじめを行った生徒に対しては、その行為が決して許されない行為であることを十分認識させ、決して繰り返さないよう指導する。その際、いじめを受けた児童生徒の立場になり、相手の心の痛みを推測されることによって、自己の行為の重大さを実感させ、深い反省の上に立って再発防止を自ら誓うことができるようとする。また、スクールカウンセラーや臨床心理士による面談も受けさせながら、本人の心の弱さを受け止め、心情に寄り添いながら指導することにより、本人の心からの反省を促すとともに、その後の学校生活への前向きな姿勢を引き出していく。
- ④ いじめを行った生徒の保護者への対応
- 当該生徒の保護者に対しては、いじめに関する一連の事実を丁寧に伝え、その行為の重大さを当該生徒とともに認識してもらうことで、解決に向けた道筋を示し、保護者の協力を求める。その後、生徒への接し方や保護者としての役割について適切に助言する。
- ⑤ 落ち着いた学校生活を取り戻すための対応
- 事案の重大性を踏まえ、出席停止措置の活用や、いじめられた生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討するなど、必要な対応を行う。また重大事態が発生した場合に、関係生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者、地域にも不安や動搖が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もあるので、生徒や保護者への心のケアと、落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、情報発信の際には、プライバシーへの配慮に留意した対応を行う。

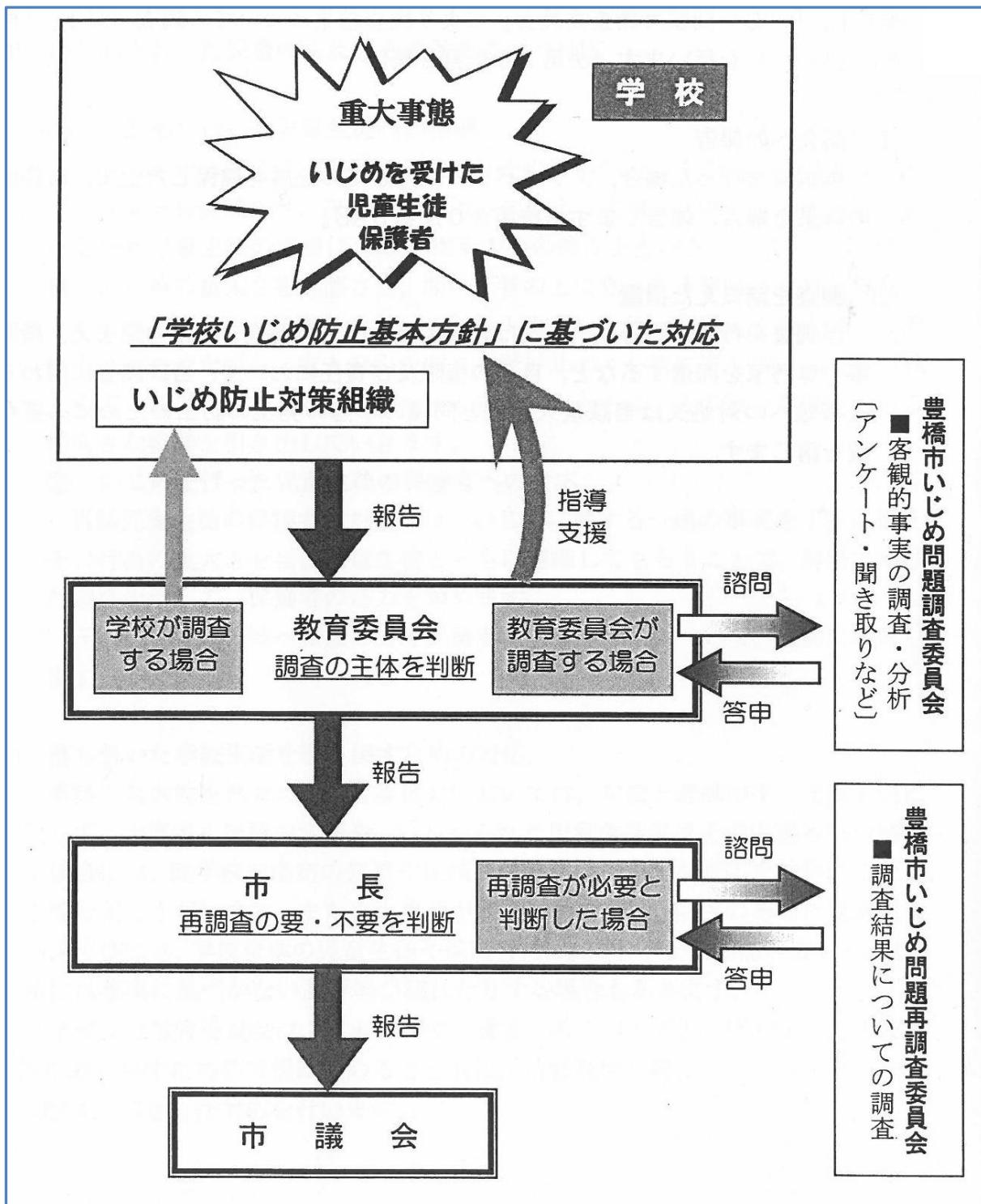
8 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を年2回以上計画し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「豊橋市立前芝中学校いじめ防止基本方針」は、年度当初の健全育成会において保護者への周知を図る。
- (3) 長期休業の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止や早期発見に取り組む。

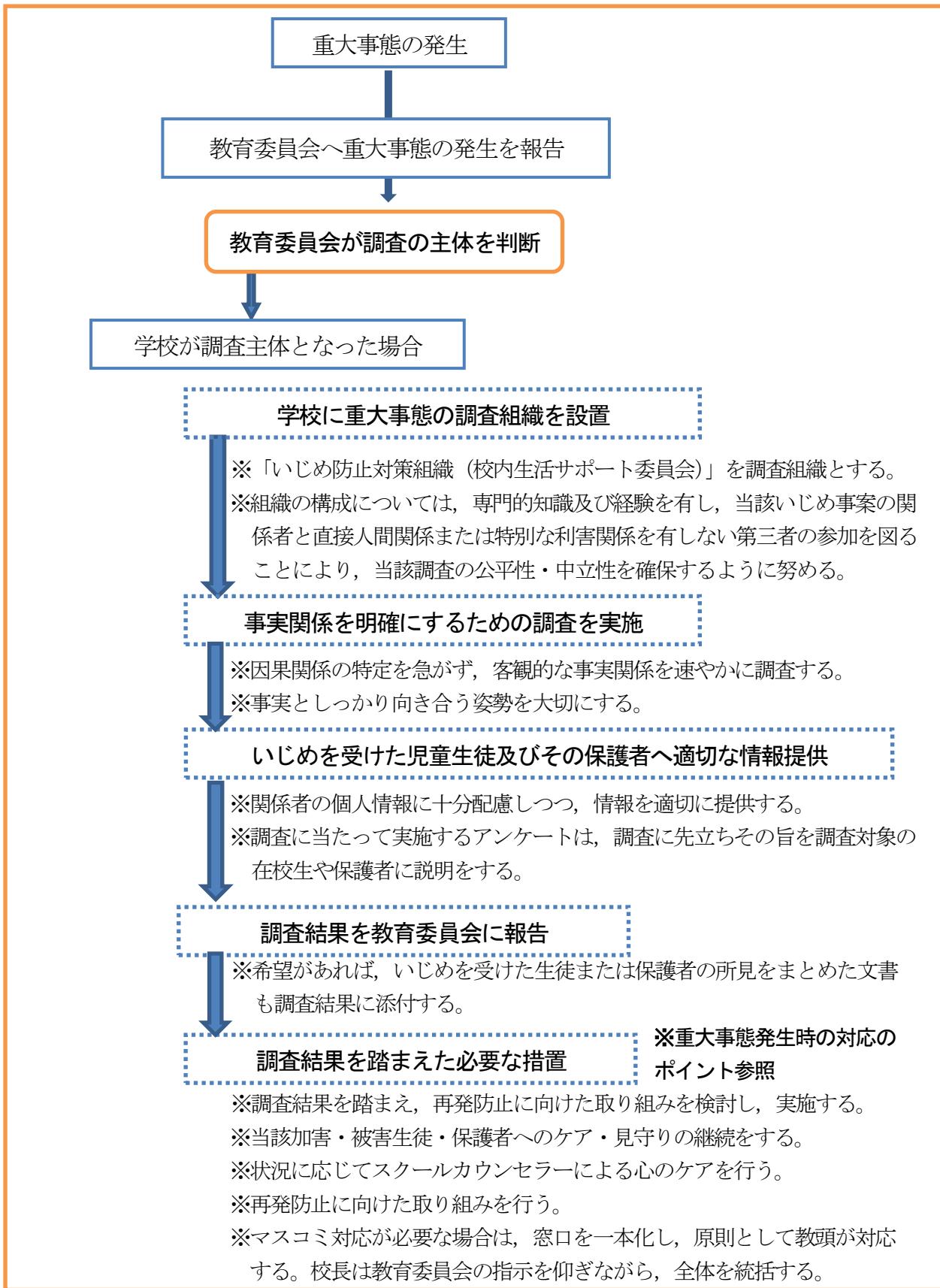
前芝中学校いじめ対応マニュアル（詳細）



【いじめによる重大事態への対処に関するフロー図】



【重大事態発生時の調査対応図】



【組織的ないじめ対応のフロー図】

